

死因究明等推進計画策定の体制について

参考資料1

死因究明等推進本部

- 死因究明等推進基本法(第20条～29条)に基づき設置。
- 死因究明等推進計画(基本法第19条)の案の作成を行う。
- 構成員
 - ・本部長：厚生労働大臣
 - ・本部員：総務大臣、法務大臣、文部科学大臣、国土交通大臣、国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣(こども政策担当)
有識者 4名
- 構成員のほか、専門委員及び事務局を設置
 - ・専門委員：有識者 17名
 - ・事務局
 - 事務局長：医政局長
 - 参事官：医政局医事課長
 - 企画官：医政局医事課死因究明等企画調査室長
- 令和5年度第1回推進本部を5月8日～11日に持ち回り開催し、以下について本部決定(令和5年5月11日付)。
 - ・死因究明等推進計画検証等推進会議の開催について

死因究明等推進計画の
見直しに向けた検討

死因究明等推進計画検証等推進会議

- 「死因究明等推進計画検証等推進会議の開催について」(本部決定)に基づき設置。
- 死因究明等推進計画の見直し案の作成に資する報告書をとりまとめる。
- 座長は本部長が指名(佐伯専門委員)。
- 構成員：計17名
- 必要に応じ、関係行政機関の職員その他の者の出席が可能。